

# 財政状況等一覧表（平成21年度）

(単位:百万円)

団体名 高知県

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
62,543	153,830	48,991	265,364

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	508,241	501,547	6,694	3,225	11,477	786,473	
給与等集中管理特別会計	112,074	112,074			112,074		
旅費集中管理特別会計	1,006	1,006			966		
用品等調達特別会計	2,343	2,332	12		2,332		
会計事務集中管理特別会計	2,021	2,021			2,021		
県債管理特別会計	91,139	91,139			79,409		
土地取得事業特別会計	269	126	143		2	569	
災害救助基金特別会計	1	1					
母子寡婦福祉資金特別会計	114	74	41		2		
中小企業近代化資金助成事業特別会計	1,316	538	778		12	14,954	
農業改良資金助成事業特別会計	819	234	584		4	436	
県営林事業特別会計	315	276	38		199	2,715	
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	2,098	1,813	285		433	433	
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	519	72	447		1		
高等学校等奨学金特別会計	518	439	80		108		
一般会計等	504,205	495,115	9,090	3,225		805,579	

(注)「一般会計等」は、各会計相互間の重複額を控除しているため、全会計の合計とは一致しない。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
工業用水道事業特別会計	170	135	34	634		2,867		法適用
電気事業特別会計	1,293	1,142	151	2,404		785		法適用
病院事業特別会計	12,088	12,645	△ 557	1,604	2,087	15,976	11,183	法適用
港湾整備事業特別会計	972	941	31	-	18	9,120	1,405	
(内訳)港湾整備事業	847	816	31	-	18	5,665	1,405	
(内訳)宅地造成事業(臨海)	125	125		-		3,455		
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	742	738	4	-		5,365	1,970	
流域下水道事業特別会計	1,265	1,124	141	141	279	3,622	1,622	
公営企業会計等 計				4,784		37,735	16,180	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
高知県・高知市病院企業団	18,259	19,267	△ 1,008	1,680		29,676	9,631	
高知県競馬組合	7,641	8,371	△ 729	△ 729	19			
一部事務組合等 計				951		29,676	9,631	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)高知県人権啓発センター		21	11	57					
高知空港ビル(株)	194	2,711	310	1					
土佐くろしお鉄道(株)	△ 144	432	245	64					
(財)高知県福祉基金	10	866	756						
(財)高知県生活衛生営業指導センター	△ 1	13	2	22					
(財)高知県文化財団	45	635	250						
(財)土佐山内家宝物資料館	7	141	70	151					
(財)四万十川財団		61	5	13					
(財)高知県牧野記念財団	7	157	10	29					
(財)高知県医療廃棄物処理センター	11	377	4						
(財)エコサイクル高知	912	1,275	19	378	659				
(財)高知県魚さい加工公社	△ 30	595	5						
(財)高知県国際交流協会	3	495	314	38					
(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	5	24	5						
(財)高知県観光コンベンション協会	6	272	100	293					
(株)高知県観光開発公社	7	364	150						
(財)高知県産業振興センター	△ 20	3,021	41	333	11,620		320	320	
(株)高知流通情報サービス	16	185	200						
(社)高知県種苗センター	3	237	75	4					
(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社		137	20						
(社)高知県青果物価格安定基金協会		273	98						
(財)高知県農業公社	△ 57	188	5	37	355				
(財)高知県競馬施設公社	76	△ 1,792	6	155			2,267	2,267	
(社)高知県森林整備公社	△ 11	18	18	384	18,876		8,999	8,999	
(社)高知県森と緑の会	1	32	5	12					
(財)高知県山村林業振興基金	9	984	470	8					
(財)高知県苗木需給安定基金協会	1	61	33						
(株)とされいほく	7	168	62	2					
(財)高知県内水面種苗センター	△ 12	432	478						
高知県土地開発公社	△ 1	380	10			8,667		6,106	
高知県道路公社		2,555	2,555			3,792		3,470	
(財)高知県のいち動物公園協会	7	345	1						
高知県住宅供給公社	55	5,861	4						
(財)高知県スポーツ振興財団	8	137	95						
(財)高知県体育協会		297	208	154					
(財)暴力追放高知県民センター	1	643	448						
(財)高知県地産外商公社	2	5	3	59					
高知工科大学	435	10,238	10,018	2,509					
地方公社・第三セクター等 計			17,109	4,703	31,510	12,459	11,586	21,162	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
財政調整基金	2,584	3,919	1,335
減債基金	27,609	28,835	1,226
その他充当可能基金	16,097	17,809	1,712
充当可能基金計	46,290	50,563	4,273

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.99	1.21	0.22	△ 3.75	△ 5.00	工業用水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	2.57	3.01	0.44	△ 8.75	△ 25.00	電気事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	16.1	16.2	0.10	25.0	35.0	病院事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	193.6	184.8	△ 8.80	400.0		港湾整備事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.25096	0.24781	△ 0.00315			流通団地及び工業団地造成事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	98.6	95.6	△ 3.00			流域下水道事業特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。